松原・下筌・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会 <第2回>

日時:令和4年12月19日(月)14時00分~

場所:日田商工会議所会議室<WEB配信有り>

次 第

- 1. 開会
- 2. 挨拶 筑後川ダム統合管理事務所 事務所長 意見交換会 委員長
- 3. 出席者紹介
- 4. 議事
 - 1) 規約の見直しについて
 - 2) ダム下流の河川環境について
 - 3) 地域防災力の向上について
 - ・緊急放流について
 - ・避難行動に繋がる取り組みについて
 - ・事前放流について
 - 4)情報提供
- 5. 閉会

松原・下筌・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会

委員名簿

	氏 名	現職名	備考
1	小松 利光	九州大学 名誉教授	学識者 委員長
2	山田 誠	鹿児島大学 名誉教授 	学識者
3	鶴成 悦久	大分大学 教授	学識者
4	原田 啓介	日田市 市長	地元自治体
5	矢羽田 秀男	日田市住民代表(おおやま北部自治会長)	大山振興局
6	菅原 義博	日田市住民代表(おおやま中央自治会長)	大山振興局
7	梶原 敏明	日田市住民代表(おおやま老松自治会長)	大山振興局
8	藤川 辰美	日田市住民代表(おおやま西峰自治会)	大山振興局
9	原 説丸	日田市住民代表(おおやま都築自治会長)	大山振興局
10	三笘 禎彦	日田市住民代表(おおやま烏宿自治会)	大山振興局
11	柿本 真次	日田市住民代表(おおやま清流自治会)	大山振興局
12	財津 雄次郎	日田市住民代表(おおやま南部自治会長)	大山振興局
13	増井 秀信	日田市住民代表(出口自治会)	天瀬振興局
14	梅木 裕次郎	大分県 日田土木事務所 所長	河川管理者(赤石川)
15	平山 周作	独立行政法人 水資源機構 筑後川局 局長	ダム管理者(大山ダム)
16	吉田 大	国土交通省 筑後川河川事務所 事務所長	河川管理者(筑後川)
17	甲斐 浩幸	国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所 事務所長	ダム管理者(松原・下筌ダム)

(事務局)

国土交通省 筑後川河川事務所

国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所

松原・下筌・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会

出席者名簿

	氏 名	現職名	備考	出欠
1	小松 利光	九州大学 名誉教授	学識者 委員長	出席
2	山田 誠	鹿児島大学 名誉教授	学識者	出席
3	鶴成 悦久	大分大学 教授	学識者	出席
4	原田 啓介	日田市 市長	地元自治体	出席
5	矢羽田 秀男	日田市住民代表(おおやま北部自治会長)	大山振興局	出席
6	菅原 義博	日田市住民代表(おおやま中央自治会長)	大山振興局	出席
7	梶原 敏明	日田市住民代表(おおやま老松自治会長)	大山振興局	欠席
8	藤川 辰美	日田市住民代表(おおやま西峰自治会)	大山振興局	出席
9	原 説丸	日田市住民代表(おおやま都築自治会長)	大山振興局	出席
10	川逑 康和	日田市住民代表(おおやま鳥宿自治会長)	大山振興局	代理出席
11	柿本 真次	日田市住民代表(おおやま清流自治会)	大山振興局	出席
12	財津 雄次郎	日田市住民代表(おおやま南部自治会長)	大山振興局	出席
13	増井 秀信	日田市住民代表(出口自治会)	天瀬振興局	出席
14	北野 善隆	日田土木事務所 企画調査課 次長兼企画調査課長	河川管理者(赤石川)	代理出席
15	浦山 洋一	独立行政法人 水資源機構 筑後川局 次長	ダム管理者(大山ダム)	代理出席
16	吉田 大	国土交通省 筑後川河川事務所 事務所長	河川管理者(筑後川)	出席
17	甲斐 浩幸	 国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所 事務所長	ダム管理者(松原・下筌ダム)	出席

(事務局)

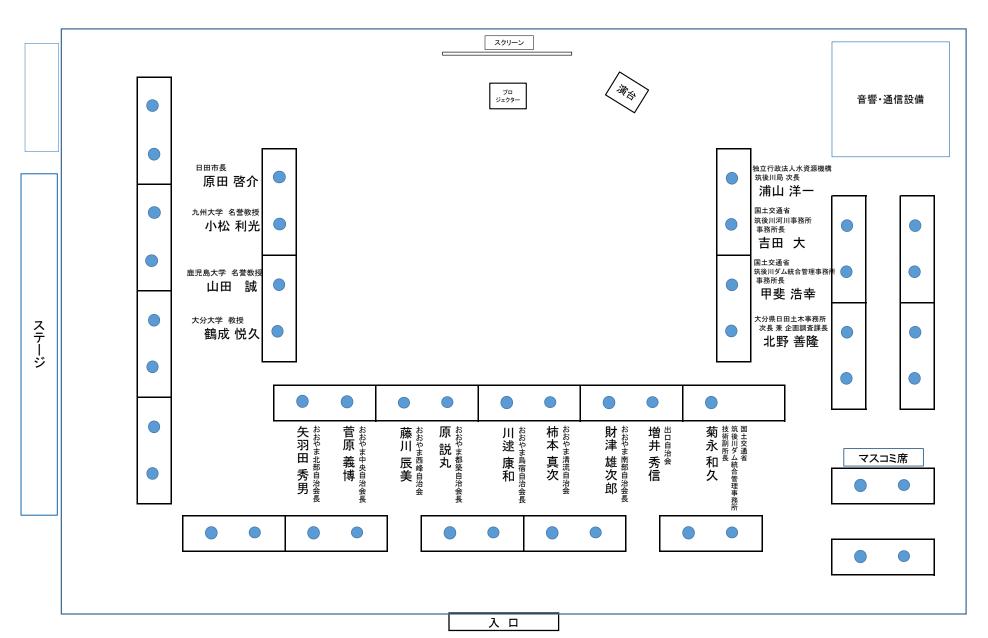
国土交通省 筑後川河川事務所

国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所

松原・下筌・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会

座 席 表

開催日時 令和4年12月19日 14時~16時 開催場所 日田商工会議所 4階大会議室



「松原・下筌・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会」規約

(改正案)

(名称)

第1条 本会は、「松原・下筌・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会(以下「意見交換会」という。)」と称する。

(目的)

第2条 本意見交換会は、水害から地域にお住まいの方の生命や財産を守る立場から、 筑後川(大山川)及び赤石川の出水に対する、松原・下筌・大山ダムの洪水調 節状況やその効果等について、様々な視点から意見交換する。この意見交換会 での検討により、地域防災力の更なる向上を図る。それと合わせて、ダム下流 の河川環境の現状や課題についても意見交換し、よりよい河川環境の創出に繋 げていくことを目的とする。

(構成)

- 第3条 本意見交換会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)によって構成されるものとし、委員は筑後川河川事務所長若しくは筑後川ダム統合管理事務所 長が委嘱し、非常勤とする。
 - 2 委員長は、必要に応じて、委員の増員及び専門家、オブザーバー等の招集を行うことができる。

(意見交換会)

- 第4条 本意見交換会には、委員長を置く。
 - 2 委員長は、意見交換会を代表し、会務を総括する。
 - 3 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
 - 4 委員長が意見交換会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名する委 員がその職務を代行する。
 - 5 本意見交換会は、委員長が招集する。

(事務局)

第5条 本意見交換会の事務を行うため、事務局を国土交通省九州地方整備局筑後 川河川事務所及び筑後川ダム統合管理事務所に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、意見交換会の運営に必要な事項は、委員長 が意見交換会に諮って定める。

(付則)

この規約は、令和4年3月30日から施行する。

令和 年 月 日一部改正。